

II 分野・対象別の個別施策の充実

基本施策5 子ども・若者の対策のさらなる推進

- いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育として、第一に、子ども一人ひとりが安全・安心に生活できる学校づくりに取り組みます。第二に、心が不安定になっている子どもの早期発見と早期対応に取り組みます。
- 重点施策として、予防・啓発活動や SOS の出し方に関する教育に取り組みます。長期休業前及び長期休業中を重点とし、小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個人面談を実施しながら心のケアを行います。
- ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）など、それぞれの状況に応じた支援や対策に資する教育を推進します。

基本施策6 働く環境の整備・推進

- 仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策等の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。
- 労働者の多くは中小事業所に勤務している状況を踏まえ、中小事業所の経営支援をはじめとした様々なストレス要因の軽減のほか、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進することで、原因となり得る就労環境の改善を図ります。

基本施策7 生活困窮者への支援の推進

- 生活困窮者はその背景として、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて他人との関係性の貧困があり、社会に排除されやすい傾向があることを踏まえ、効果的な生活困窮者対策を行うことが包括的な生きる支援としての対策にもつながることを認識し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。
- 各種団体とのネットワークを強化し、連携して困難の解決を図ります。

基本施策8 災害時における体制の整備

- メンタルヘルスのハイリスク群を見つけた場合は、継続的に治療・援助を行うための体制整備や地域の関係機関・団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援を行います。